平成24年行政監査実施計画

地方自治法第199条第2項に基づき、平成24年行政監査を以下のとおり実施する。 監査の実施に当たっては、対象となる事務について、効果的、効率的、経済的に行われ ているかという観点から検証する。

1 監査の対象

「土地及び建物の運用・管理について」

2 監査の目的

土地及び建物の運用・管理について、効率的な活用を中心に横断的に検証することを 目的として、監査第一課、監査第二課、監査第三課が共同して、監査を行う。

3 監査項目及び観点

- (1) 行政目的に利用していない土地及び建物を有効に活用しているか
- (2) 経済的・効率的に土地及び建物を管理しているか

4 監查期間

平成24年9月18日(火)から平成25年1月31日(木)まで(講評を含む。)

5 監査対象局

総務局、財務局、主税局、生活文化局、スポーツ振興局、病院経営本部、都市整備局、環境局、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、警視庁、東京消防庁、教育庁

6 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。

月	日	曜								
9	1	土								
	2	日								
	3	月								
	4	火								
	5	水								
	6	木								
	7	金								
	8	土								
	9	日								
	10	月								
	11	火								
	12	水								
	13	木								
	14	金								
	15	土								
	16	日								
	17	月								
	18	火	財務局	都市整備局	教育庁					
	19	水	財務局	都市整備局	教育庁	建設局				
	20	木	財務局	都市整備局	教育庁	建設局				
	21	金								
	22	土								
	23	日								
	24	月			教育庁	建設局				
	25	火		都市整備局						
	26	水	環境局		教育庁	建設局				
	27	木		都市整備局		スポーツ振興局				
	28	金	環境局	産業労働局		スポーツ振興局				
	29	土								
	30	日								
	講 評 平成25年1月31日									
\\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	平成24年9月									

月	月	曜						
10	1	月	病院経営本部					
	2	火	病院経営本部	産業労働局	主税局	生活文化局		
	3	水		産業労働局				
	4	木		東京消防庁	主税局	生活文化局		
	5	金			中央卸売市場			
	6	土						
	7	日						
	8	月						
	9	火	港湾局	東京消防庁	中央卸売市場	建設局		
	10	水	港湾局	東京消防庁	中央卸売市場	建設局		
	11	木		都市整備局				
	12	金	港湾局	都市整備局				
	13	土						
	14	日						
	15	月	財務局		教育庁	警視庁		
	16	火						
	17	水	財務局	都市整備局	教育庁	建設局		
	18	木	財務局	都市整備局	教育庁	建設局		
	19	金	財務局	都市整備局	教育庁	建設局		
	20	土						
	21	日						
	22	月	財務局	都市整備局	教育庁	建設局		
	23	火						
	24	水	環境局	産業労働局	総務局	生活文化局		
	25	木	病院経営本部	産業労働局	主税局	スポーツ振興局		
	26	金		東京消防庁	中央卸売市場	警視庁		
	27	土						
	28	日						
	29	月	港湾局	東京消防庁	中央卸売市場	警視庁		
	30	火	財務局など	総利	务局②	警視庁④		
	31	水	財務局など	総差	务局③	警視庁⑤		
	講	評			•			